

出産手当金を申請いただく際の留意事項

- 給付対象期間は、出産の日以前 42 日(多胎妊娠の場合は 98 日)から出産日後 56 日の範囲内です。(出産日は「出産の日以前」に含む)

◆出産が出産予定日より後であったときは、出産予定日以前 42 日が対象期間です。

- 「初回申請分」には、申請期間月分とその期間前 1 か月分の賃金台帳と出勤簿(タイムカード)の写しを添付してください。

《添付書類の例 毎月20日が給与締日で、出産手当金申請期間が平成24年4月1日から平成24年7月7日までの場合》

平成24年2月21日から平成24年3月20日までの分(前1か月分)
平成24年3月21日から平成24年4月20日までの分(申請期間月分)
平成24年4月21日から平成24年5月20日までの分(申請期間月分)
平成24年5月21日から平成24年6月20日までの分(申請期間月分)
平成24年6月21日から平成24年7月20日までの分(申請期間月分)

それぞれの出勤簿・賃金台帳(タイムカード)の写しを添付してください。

- 「事業主の証明するところ」及び「医師または助産婦の意見を記入するところ」を記入してもらってください。

「事業主の証明」は、申請期間を経過してから事業主に勤務状況等の証明を受け、申請してください。

- 「振込希望口座」は、被保険者名義の口座を記入してください。

給付金の受け取りを代理人に委任する場合は必ず「受取代理人の欄」を記入してください。(受取代理人の印は、被保険者の印と別の印鑑で押印してください。)

- 会社から給与が全額支払われているときは、お支払いできません。

給与の一部が支払われているときは、支払い額を日額に計算して、出産手当金日額との差額をお支払いします。

資格喪失後(退職後)の継続給付

次の項目をすべて満たしているときは、支給対象となります。

- 被保険者の資格を喪失する日の前日までに継続して1年以上の被保険者期間(任意継続被保険者期間を除く)があること。
 被保険者の資格を喪失する日の前日が、産前42日(多胎の場合は98日)目を越えていること。
 被保険者の資格を喪失する日の前日に労務に服していないこと。

※「資格を喪失する日の前日」とは、退職日等のことです。

労務に就かなかつた日ごとに、その翌日から2年を経過すると時効により請求できなくなります。

《お問い合わせ》

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル
七観音町 634 カラスプラザ 21 1階
全国健康保険協会京都支部(協会けんぽ京都支部)

TEL075-256-8630 業務時間 平日8時30分～17時15分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)

申請用紙は全国健康保険協会のホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> からダウンロードいただけます。

各種申請書は郵送にてお手続きいただけます。
郵送の際は、左記の住所あてをお願いします。